…………(福祉保健局健康安全部薬務課

………(産業労働局農林水産部農業振興課)…

七

面積

 $(\!-\!)$ 

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

七

工区)

(区画C一)

 $(\Xi)$ 

江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側

公有水面(中央防波堤外側その二埋立地)

-----(財務局主計部公債課

ㅁㅁ

 $(\Box)$ 

公有水面(中央防波堤外側その一埋立地第江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側

○新たに生じた土地の確認(大田区)…………(同)…

所在

堤内側埋立地)

江東区青海三丁目地先公有水面(中央防波

東京都知事

小

池

百 合 子 ○新たに生じた土地の確認(江東区) …………

出があったので、

同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月四日

日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の届 号)第九条の五第一項の規定に基づき、令和二年三月三十

目

次

------(総務局行政部区政課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二

………(産業労働局商工部地域産業振興課)…○

○マンション再生まちづくり推進地区の指定………

…………(住宅政策本部住宅企画部マンション課

九

○防災街区整備事業組合の理事長の就任…………

公

告

………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課

八

七

合計 二、七八〇、一五七・五七平方メートル

七七六、〇二三・一四平方メートル

一一一、五三五・六七平方メートル 、八九二、五九八・七六平方メートル

公



東京都

発 行

●東京都告示第千百四十九号

江東区長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

# ------(全国自治宝くじ事務協議会)…||

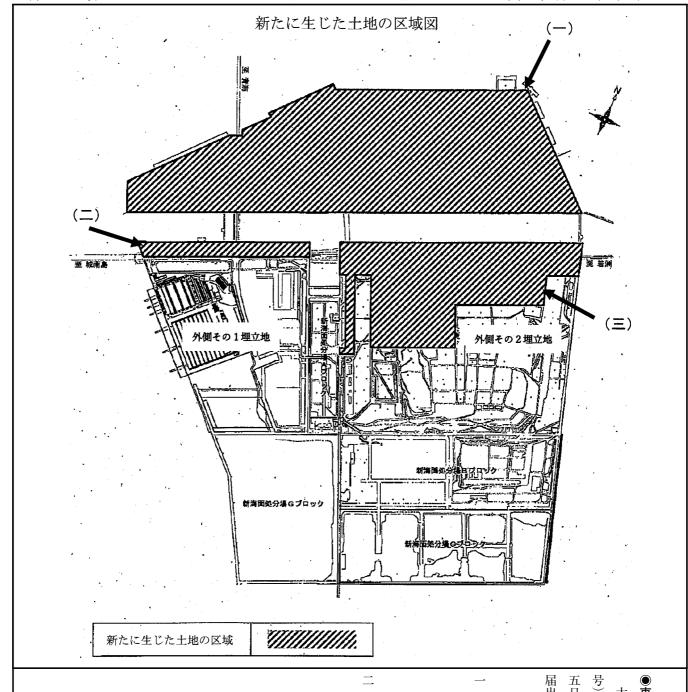
告

示

### 雑

### 報

# ○全国自治宝くじの発売(九件)



### ●東京都告示第千百五十号

届出があったので、 五日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の 大田区長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 第九条の五第一項の規定に基づき、令和二年三月二十 同条第二項の規定により告示する。

面積

所在

東京都知事

小

池

百 合 子

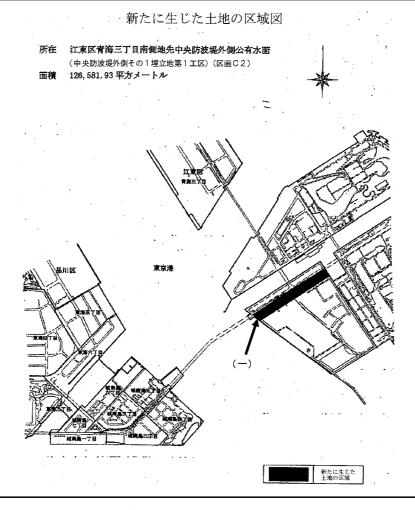
一工区)(区画C二) 公有水面(中央防波堤外側その一埋立地第 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

二工区A区)
二工区A区)
江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側

九〇八、二〇〇・〇二平方メートル 一二六、五八一・九三平方メートル

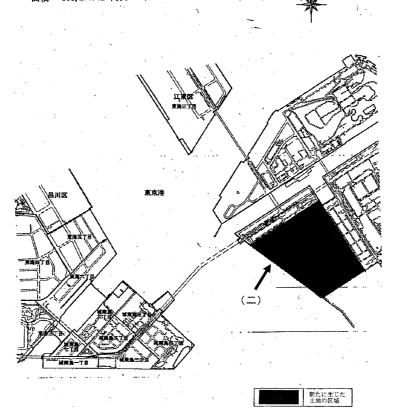
、〇三四、七八一・九五平方メートル



### 新たに生じた土地の区域図

所在 江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面 (中央防波堤外側その1埋立地第2工区A区)

面積 908, 200. 02 平方メートル



+

注意事項

計

発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若

## ●東京都告示第千百五十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

名称 第二千四百八十四回東京都宝くじ

受託銀行等の名称 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号株式会社みずほ銀行

証票金額 枚二百円 三

発売の数及び総額

一百二十万枚

四億四千万円

発売期間

一月十日まで **令和二年十一月十三日** 

 $\equiv$ 

発売の数及び総額

百三十万枚 二億六千万円

期日 当せん金支払開始 令和二年十一月十八日

都

公

七

抽せん期日

報

六

Ŧi. 四

証票型式

開封式

一千万円 本

五百万円

二本

七

等

東 京

等

級

当せん金

当せん本数

六

発売期間

九

当せん金の額及び当せんの数

百万円 十万円 一万円 四千四百本 二十二本 二十一本

二等

等の組違い賞 等の前後賞

二百円 二千円 二十二万本 一万二千本

二等

等

等

級

三等

四等 三等

六百六十本

二十四万七千百六本 五等 四等

三万円

実りの秋賞

計

受領することができない。 の相続人その他の一般承継人以外の者は、 しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者 当せん金を

証票は、転売できない。

# ●東京都告示第千百五十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

受託銀行等の名称 名称 及び所在地 株式会社みずほ銀行 第二千四百八十五回東京都宝くじ 千代田区大手町一丁目五番五号

証票金額 証票型式 までの当せんが判明する方法) り取ることにより、 被封式(被封された特定部分を削 枚二百円 一等から五等

Ŧi. 四

令和二年十月二十八日から同年十 月二十三日まで

> Ŧi. 四  $\equiv$

> > 証票金額

枚二百円

当せん金支払開始 令和二年十月二十八日

当せん金の額及び当せんの数

当せん金 百万円 当せん本数

十万円 一万円 千円 万三千本 千三百本 六十五本

二百円 四十万四千三百七十八本 三十九万本

> 二等 三等

十万円 一万円

等

●東京都告示第千百五十三号

令和二年九月四日

当せん金付証票を次のとおり発売する。

東京都知事 小

池

百合子

名称 発売の数及び総額 受託銀行等の名称 及び所在地 百万枚 二億円 千代田区大手町一丁目五番五号株式会社みずほ銀行 第二千四百八十六回東京都宝くじ

証票型式 り取ることにより、一等から五等被封式(被封された特定部分を削 までの当せんが判明する方法)

三日まで
令和二年十一月四日から同月二十

期日 当せん金支払開始 令和二年十一月四日

七

六

発売期間

当せん金の額及び当せんの数

十三本

当せん金

等

級

二百万円

当せん本数 二百本 十本

一千五百本 一万本

九 注意事項

(--)しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若

受領することができない。

証票は、転売できない。

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を

5	令和	12年	9月	4日	(金田	翟日)					東	京	₹ ‡	fß.	公	報								(\$	<b>第17</b>	170	号)
一等の組違い賞	· 等) 引发官		等 吸	九 当せん金の額	期日 当せん金支払開始			六 発売期間	五 証票型式	四証票金額	発売の数及び	及び別有地	二 受託銀行等の名称	一名称		令和二年九月四日	当せん金付証票	◉東京都告示第千百五十四号		二 証票は、転	受領することができない。	の相続人その	しくは当該購	○ 発売者若し	九 注意事項	計	五等
二百五十万円		千 村 万 万 至	当せん金	の額及び当せんの数	開始。令和二年十二月二日		四日まて	引ー 令和二年十一月四日から同月二十	開封式	一枚百円	総額 二百万枚 二億円		名称の株式会社みずほ銀行	第二千四百八十七回東京都宝くじ	東京都知事 小 池	四日	当せん金付証票を次のとおり発売する。	百五十四号		転売できない。	ができない。	の相続人その他の一般承継人以外の者は、	しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若		+ - 5	二百円
十 九 本 本	: - : 2	された	当せん本数			七日		から同月二十				7 巨丑番丑号		国東京都宝くじ	百合子							い、当せん金を	人はこれらの者	に購入した者若		十一万二千七百十本	十万本
	七 当せん金	アーシアは			五 証票型式	四 証票金額	三 発売の数	及び所在地	二 受託銀行	一 名 称		令和二年	当せん金付	●東京都告示	ı	二証票は、	受領する	の相続人	しくは当	(一) 発売者	十 注意事項		六等	五等	四等	三等	二等
	当せん金支払開始 令	十名	à	主り			発売の数及び総額 百		受託銀行等の名称 株	第	東京知	令和二年九月四日	証票を次のと	●東京都告示第千百五十五号		、転売できない。	受領することができない。	その他の一般	該購入者から	若しくは受託		計					=
3 3 - - -	令和二年十一月二十四日	十二月二十二日ま	加二手十一寸	までの当せんが判り取ることにより	対式(被封され	一枚二百円	百三十万枚 二	千代田区大手町一	株式会社みずほ銀	第二千四百八十八	東京都知事 小		当せん金付証票を次のとおり発売する。	号		6,3	6,3	の相続人その他の一般承継人以外の者	しくは当該購入者から贈与を受けた者	発売者若しくは受託銀行等から直接		二十二万四	百円	千円	三千円	一万円	三十万円
- - [	二十四日	十二月二十二日まで	二十四日から司手	判明する方法)	れた特定部分を削		二億六千万円	二丁目五番五号	銀行	八回東京都宝くじ	池 百合子		ō					者は、当せん金を	者又はこれらの者	接に購入した者若		四千八百四十二本	二十万本	二万本	四千本	八百本	二十本
七 抽せん期日		六 発売期間	五 証票型式	四 証票金額	三発売の数	及び所在	二 爱托银宁	名称		令和二年	当せん金付	●東京都告示第千百五十六号	ı	二証票は	受領する	の相続人	しくは当	○ 発売者	九 注意事項		五等	四等	三等	二等	一等	等級	八 当せん金
	_				発売の数及び総額	及び所在地 エ		公	東京	令和二年九月四日	証票を次のと	第千百五十二		証票は、転売できない。	受領することができない。	その他の一郎	該購入者から	若しくは受託	,	計					<del>-</del>	\V.	当せん金の額及び当せんの数
令和二年十二月二十五日	二日まで	7和二年十二	開封式	一枚百円	二百五十万枚	一代田区大手	木式会士みず	第二千四百八·	東京都知事 小		当せん金付証票を次のとおり発売する。	八号		, ,	S,	<b>败承継人以外</b>	の贈与を受け	乱銀行等から		十四	二百円	千円	一万円	十万円	三百万円	当せん金	でんの数
月二十五日		令和二年十二月二日から同月二十			二億五千万円	千代田区大手町一丁目五番五号村の名名では、	は退庁	第二千四百八十九回東京都宝くじ	池 百合子		ර්ං					の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を	しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若		十四万六千三百九十三本	十三万本	一万三千本	三千二百五十本	百三十本	十三本	当せん本数	

(第17	7170	)号)								Ţ	Į_	京	都	公	幸	Ž				令和	2年	9月	4日	(金曜	日)		6
三 発売の数及び総額	及び所在地	二 受託銀行等の	一名称		令和二年九月四日	当せん金付証票	◉東京都告示第千百五十七号		□ 証票は、転売できない。	受領することができない。	の相続人その:	しくは当該購	( <del></del> )	十 注意事項	計	六等	五等	四等	三等	二等	一等の組違い賞	一等の前後賞	一等		九 当せん金の額		八 当せん金支払開始
総額 五百万枚 十億円			第二千四百九十	東京都知事 小	四 日	当せん金付証票を次のとおり発売する。	百五十七号		売できない。	ができない。	の相続人その他の一般承継人以外の者は、	しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若			百円	千円	三千円	三万円	十万円	十万円	二百五十万円	千五百万円	当せん金	当せん金の額及び当せんの数		開始 令和二年十二月三十日
円 円	千代田区大手町一丁目五番五号	3銀行	第二千四百九十回東京都宝くじ	池 百合子		•					者は、当せん金を	(者又はこれらの者)	□接に購入した者若 ┃		二十七万八千三百二本	二十五万本	二万五千本	二千五百本	七百五十本	二十五本	二十四本	二本	一本	当せん本数			
令和二年九月四日	当せん金付証票を次のとおり発売する。	●東京都告示第千百五十八号		二証票は、転売で	受領することができない。	の相続人その他の	しくは当該購入者	○ 発売者若しくは	十 注意事項	計	お年玉賞	五等	四等	三等	二等	一等の組違い賞	一等の前後賞		等級	九 当せん金の額及び当せんの数	期日	八 当せん金支払開始	七 抽せん期日	か 発売期間			四証票金額
	のとおり発売する。	十八号		転売できない。	きない。	の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を	しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若		五十	三万円	二百円	千円	三千円	百万円	十万円	二千五百万円	億五千万円	当せん金	当せんの数		令和三年一月二十日	令和三年一月十五日	三年一月十二日まで	算量 云	<b>胃</b> 对代	一枚二百円
			l			、当せん金を		購入した者若		五十六万六百二本	五百本	五十万本	五万本	一万本	五十本	四十九本	二本	一本	当せん本数					プ目から 全和 			
		□ 証票は、転売できない。	受領することができない。	の相続人その他の	しくは当該購入者が	○ 発売者若しくは至	九 注意事項	計	五等	四等	三等	二等	一等	等級	八 当せん金の額及び当せんの数	期日	七 当せん金支払開始	了。多克斯里			五 証票型式	四証票金額	三 発売の数及び総額	及び所在地 受計銀行等の名称	- 2種		東
		きない。	きない。	の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を	しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若		三十六万二千六百七十六本	二百円	千円	一万円	五万円	三百万円	当せん金	当せんの数		令和二年十二月二十六日	三年一月十九日まで	今田二手十二月二十	までり当せんが判別する方法)り取ることにより、一等から五等	被封式(被封された特定部分を削	一枚二百円	百二十万枚 二億四	千代田区大手町一丁目五番五号树式会社みずに銀行	第二十四百十十一回東京者当くし	<b>第二十四年七十一司</b>	東京都知事 小 池
	1			、当せん金を	はこれらの者	購入した者若		六百七十六本	三十六万本	二千四百本	二百四十本	二十四本	十二本	当せん本数			六日	プEカウイ系	てもプラテロー	ナる方法 一等から五等	特定部分を削		二億四千万円	目五番五号	三見夏者写くし	東京邪宝ハー	百合子

四

事業地

事業施行期間

年三月三十一日まで

平成二十八年五月十七日から令和四

(四)

## ●東京都告示第千百五十九号

東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、 項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百八十五号 により、次のように告示する。 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百 合子

 $(\equiv)$ 

施行者の名称 練馬区

種類及び名称 都市計画事業の 十号高松農の風景公園東京都市計画公園事業第八・二・三

収用の部分 変更なし

使用の部分

(Fi.)

変更なし

### ●東京都告示第千百六十号

薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規 条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、 東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都 知事指定

令和二年九月四日

定により告示する。

東京都知事 小 池 百

合子

失効する知事指定薬物の名称

化学名 ジン-一-イル)ペンタン-一-オン及びそ 四-メチル-一-フェニル-二-(ピロリ

7

0) 塩 類 通 称 名α-PiHP、 а Р Н

Р

 $(\Box)$ 

化学名 チル] ピペリジン-四-イル - N-フェ ルプロパンアミド及びその塩類(通称名F r a n y l N e t h y l f e n t a n y l , (フランーニーイル) F u

U E F)

化学名 二- (二・五-ジメトキシ-四-メチルフ の塩類(通称名BOD、β-METHOXY ェニル)-二-メトキシエタンアミン及びそ

化学名 ルプロパンアミド及びその塩類(通称名Is エチル)ピペリジン-四-イル]-二-メチ obutyrylfentanyl) N-フェニル-N- [ ] - ( | - フェニル

化学名 タレン-一-イル)メタノン及びその塩 インドール-三-イル](四-メトキシナフ [一-(シクロヘキシルメチル) -一H

失効の理

(通称名CHM−○八一)

法律 規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医 年厚生労働省令第百五十三号)の施行により、 療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 当該知事指定薬物は、 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項 医薬品、 医療機器等の品質、 医薬品、 (令和二

i  $\equiv$ 失効年月日

四 罰則の適用

令和二年九月五日

いては、なお従前の例による この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ

### 東京都告示第千百六十一号

十七号)第十四条の規定により、 家畜改良増殖法施行細則 (昭和一 次の者を家畜人工授精師 一十六年東京都規則第九

令和二年九月四日

名簿に登録した。

免許番号 月 免許年 東京都知事 住 所 氏 小 名 池 び業務の別家畜の種類及 百

第八百一 年一月 村三丁目 鈴木 康弘 家畜人工授精

0 r s t

i 四 〇 一

### 示 公

告

# ●東京都公安委員会告示第264号

定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に 会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員

おいて準用する規則第2条の規定により次のとおり告示す

令和2年9月4日

東京都公安委員会

委員長 岩 # 久美子

뺍

審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

審査を受けようとする者の資格

N

(1 免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者である 普通自動車を運転することができる運転免許 (仮運転

<u>1</u> 審査項目及び審査細目 教習に関する技能

ယ

教習指導員として必要な自動車の運転技能

う。)に必要な教習の技能 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をい

ひ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい 。)に必要な教習の技能

2 教習に関する知識

に関する知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転

自動車教習所に関する法令についての知識

教習指導員として必要な教育についての知識

審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1

項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

審査の日時及び場所

<u>1</u> 中平

日)までの間のうち、申請書提出時において指定する 令和2年10月5日 (月曜日) から同月9日 (金曜

2 揚所

口 平

番地の1) 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1

申請手続

(1) 申請書類

J 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とす

上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 近面,

横の長さ2.4センチメートルのもの) 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

2 受付日時

日)の午前9時30分から午後4時まで 令和2年9月17日 (木曜日) 及び同月18日 (金曜

3

丁目1番地の1) 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三

申請に関する注意事項

Y いて、令和2年9月7日(月曜日)から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお

写真は、申請書に貼り付けること

か 提出書類は、本人が直接持参すること

H 運転免許証を提示すること

> ~1 審査手数料

庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第 11,850円。ただし、 審査細目を免除される者は、 警視

1の項備考3に規定する額を減額する。

携行品及び服装

<u>-</u> 携行品

運転免許証

筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

2 服装

自動車の運転に支障のない服装

合格証明書の交付

9

格証明書を交付する。 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

### 公 告

防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任し 二十八条第一項の規定により、 準用する都市再開発法 た旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告す (平成九年法律第四十九号)第百四十八条第三項において 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 防災街区整備事業組合の理事長の就任について (昭和四十四年法律第三十八号)第 原町一丁目7番・8番地区

令和二年九月四日

東京都知事 小 池 百 合子

地区の名称、位置、区域及び面積

東京都知事

小

池

百 合子 令和二年九月四日

東五反田二丁目第四地区

品川区東五反田二丁目二十一番

(別図のとおり)

指定年月日

約一・三ヘクタール

令和二年九月四日

9

住所 氏名 鈴木 目黑区原町一丁目八番七号 孝也

マンション再生まちづくり推進地区の指定に

年三月三十日付二十八都市住マ第三百二十二号)第三 り次のとおり公告する。 の規定により、マンション再生まちづくり推進地区 「地区」という。)を指定したので、第三 東京都マンション再生まちづくり制度要綱 四の規定によ (平成二十九 。 以 下 三

東五反田二丁目第4地区(品川区) 別図 加5号被 大崎広小路駅 マンション再生まちづくり推進地区の区域 大崎駅 300

(第17170号)	東京都公報	令和2年9月4日(金	<b>全曜日)</b> 10
三 設置者名	到 商 え っ ラ 着 工 、 っ 市 舗 和 す 部 、	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以	ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
<ul><li>ファイ都市開発株式会</li><li>田四丁目十四番一号</li><li>コァーマシーズほ</li></ul>		に体う、て店下	本づく変更の届出に
大規模小売店舗立地法(平成十年法律大規模小売店舗立地法(平成十年法律語の変更について届出があったので、同舗の変更について届出があったので、同年用する法第五条第三項の規定により次その届出及び添付書類を縦覧に供する。なお、法第八条第二項の規定に基づきなお、法第八条第二項の規定に基づきなお、法第八条第二項の規定に基づきなお、法第八条第二項の規定に基づきなお、法第八条第二項の規定に基づきなお、法第八条第二項の規定に基づきなお、法第八条第二項の規定に基づきない。	十五 縦覧期間 令和二年九月四 十六 縦覧時間 年前九時三十分 を例第十号)に がまで。ただし 時までを除く。 で ただし	四三二一	称 業者の氏名又は名 の氏名又は名称
小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下いう。)第六条第二項の規定により次のとおり公告し、法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び添付書類を縦覧に供する。及び添付書類を縦覧に供する。は、意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体は、意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体は、意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体は、意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体は、意見の内容を記載した書面に「○氏名(団体には団体名及びその代表者の氏名)(□住所(団体には団体名及びその代表者の氏名)(□住所(団体には団体名及びその代表者の氏名)(□住所(団体には団体名及びその代表者の氏名)(□住所(団体には団体名及びその代表者の氏名)(□住所(団体に	空地法に基づく変更の届出に 立地法に基づく変更の届出に 立地法に基づく変更の届出に	大谷 喜一(株式会社アインファ 大石 美也(株式会社アインファ 大石 美也(株式会社アインファ トマシーズ)ほか 令和二年六月十二日 令和二年八月十二日 「中和二年八月十二日」 「中報」(新宿区西新宿二丁目八番 振興課(新宿区西新宿二丁目八番	か一名 株式会社アインファーマシーズほか二名
十四 縦覧期間 十四 縦覧期間 十四 縦覧期間	五 変更前の駐輪場の	に到着するよう提出してください。         令和二年九月四日         東京都知事         二 店舗所在地       西東京市田西東京市田西東京市田西東京市田西東京市田西東京市田西東京市田西東京市田	局商工部地域産業振興課添えて、令和二年九月四ののでは所在地)三意見
午前五時から午後八時まで 中前五時から午後八時まで 令和二年八月二十八日ほか 令和二年七月三十一日 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)		こてください。 東京都知事 小 池 百合子 東京都知事 小 池 百合子 西東京市田無町二丁目一番一号 株式会社アスタ西東京ほか四十七 名 西東京市田無町二丁目一番一号は	地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  令和二年九月四日から四月以内に東京都産業労働  所在地)   意見を述べる理由」を記載した書面を

東 令和2年9月4日(金曜日) 五四三二一 八七六 全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十号  $(\Box)$ 発売期間 ことができない。 等 等 受託銀行等の名称及び所在地名称 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する、発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 等 当 当 証 せん金付証票を次のとおり発売する。 証 発売の数及び総額 ...票型式 **世票金額** 証票は、転売できない。 「せん金の額及び当せんの数 一せん金支払開始期日 和二年九月四日 級 当 五 百 千 万 円 円 円 「せん金 全 国 百五十三万六千百六十本 [都道府県知事及び二十指定都市長の名において 全国自治宝くじ事務協議会 八百万枚 八億円株式会社みずほ銀行 千代田区-第八百五十八回全国自治宝くじ 令和二年十月十四日から同年十一月十日まで 被封式(被封された指定部分を削り 令和二年十月十四日 枚百円 等から三等までの当せんが判明する方法) 会長 東京都知事 二百四十万本 十三万六千 当せん本数 百六十本 小 千代田区大手町一丁目五番五号 池 百 合 取ることにより、 子 八七六 五四三二一 全国自治宝くじ事務協議会告示第三百五十一号 三等 六 五 四 等 等 等 二等 一 等 当せん金付証票を次のとおり発売する。 ことができない。 受託銀行等の名称及び所在名称 注意事項 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する 等 当せん金の額及び当せんの数 当せん金支払開始期日 発売期間 証 証票金額 発売の数及び総額 令和二年九月四日 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受 証票は、転売できない。 ...票型式 三十万円 五百万円 当せん金 三 三 千 千 万 円 円 円 三百円 全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において 百十三万四千九百九十九 全国自治宝くじ事務協議会 令和二年十月二十一日から同年十一月十七日まで 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより 四百五十万枚 十三億五千万円 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号 第八百五十九回全国自治宝くじ 令和二年十月二十一日 一等から六等までの当せんが判明する方法) 一枚三百円 会長 東京都知事 二十二万五千本 当せん本数 九十万本 九十本 九千本 九百本 九 小 池 百 合 子

13 令和	12年9月4日	(金曜日)		東	京	都	1	?	報	!											(角	<b>≸</b> 17	717	0号	•)
			二四 が	けた者又はこれ 注意事項		五等	四等	三等	二 - 等 4	车 等	当せん	七 当せん金支払開い	発売期		証票型	証票金	売の数	受託銀行等	名			<b>利</b> 二 会 力	47二手九	こじ	
			売できない。い。	れらの者の相続人その他のくは受託銀行等から直接に	二百四十八万	二百円	千二円	一万円	五万円	五十万円当せん金	水	始期 日	<u></u>	一等から五年	被封式	—	総額 八百万女	名称及び所在地 株式会社	八百士	会 <b>長</b>	全国自治学	全国都道府県日	3 次の	事務協議会告示第三百五十二号	
				一般承継人以外の者は、当せん購入した者若しくは当該購入者	九千六百八十本	万	万	千	千六百本	十 本	; ,	十月二十一	月二十一日から同年十一月十七日	等までの当せんが判明する方法)	封された指定部分		十六億円	すほ銀行 千代田区大手町一丁目	四全国自治宝	東京都知事 小池 百合子	くじ事務協議会	3事及び二十省定都市長の名こおいて		一号	
				A金を受領する 4から贈与を受									まで		により、			五番五号							
			票が	けた者又はこれ 注意事項		五等	四等:	三等	二 - 等 4	- 等 等 級	当せん金	余	発売期		証票型	証票金		受託銀行等				4	E 付	王と	
			転売できない。ない。	れく	計	二百円	千円	一万円	十万円	三百万円	- Ж	支払開始期日						名称及び所在地			ı	全国	とお	議会告	
				√その他の一般承継人以外の≥ら直接に購入した者若しく	7.十万七千二百八十八本	万	八万	四千八百		当せん本数			一十八日か	一等から五等までの当せん	れた指定	一枚二百円	億円	銀行	全国	知事	務	道府県田事及ゾニト	する、	· 第二百五十三号	ı
				の者は、当せん金を受領するヽは当該購入者から贈与を受									百	が判明する方法)	分を削			代田区大手町一丁目五番五号	うくじ	池 百合子	( ( :	#市長の名こおハて			

(第17170号)	東	京	都	1	<u>~</u>	幸	8						令	和	2年	Ē9,	月4	日	( 3	金曜	[日]		14
票 が オ は で ス 、 き ゎ	発売者若	<b>₹1</b> .	五等	四等	三等	二等	-	等 級	せん	当せん金	発売期		証票型	四 証票金額	発売の数及	受託銀	一名称				令和二年九	当せん金寸正要全国自治宝くじ事	
な	ノーの言の目言、くは受託銀行等か	計二百十	二百円	千円	一万円	五万円	+	中	及び当せん	開始期日 令	令	_	被	_	総額	名称及び所在地 株	第		玉	全国都道	日 ;	票を欠かとおり発売する。事務協議会告示第三百五十	The like of the state of
の代の一角西部ノジタの書が、当代人会を含む。	9191日は1日本	十七万八千四百七十本	二百十万本	七万本	七千本	千四百本	七十	当せん本数		和二年十二月十六	和二年十二月十六日から令和三年	等から五等までの当せんが判明する方法)	封式(被封された指定部分を削り取る	枚一	百万枚 十四	式会社みずほ銀行	八百六十四回全国自治宝くじ	東京都知事 小 池	自治宝くじ事務協	府県知事及び二		五十四号	4
(二) ことができない 転戻は、転売	、者 項 、若 、し	計	五 等	四 等	三等	二等	-	等級	八 当せん金の額及	当せん金支払	発売期		証票型	四 証票金額	発売の数及び	受託銀行					和二年	ıt L	
で 。 c できな さまい 。 c **********************************	は受託銀行等	百	二百円	千	万	五万円	百万	当せん	び当せんの	始期日					額	称及び所在地			全	全国都	日子	欠のとおり協議会告示	75 165 214 117 14
その化の一般 海洋 ジレタの 書い	接に購入した者	百二万九千六百四十五本	九十万本	九万	六千	三千六百本	十五	ん本		和二年-	和二年十二月二十三日から令和	等から五等までの当せんが判明	封式(被封された指定部分を	枚二百円	百万枚 十八億	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁	八百六十五回全国自治宝くじ	会長 東京都知事 小池	国自治宝くじ事務協議	道府県知事及び二十指	٠	発売する。発売する。	L.

15 4	令和2年9月4日	(金曜日)			東	京	į	都	公		報												( ;	第1	71	70	号)
				76	ことができないけた者又はこれ	一発売者若しく	九 注意事項	좖	三等	- <del>-</del> <del>-</del> <del>-</del>	二 一		当せん金の額及	せん金支払開	発売期		票型	証票金額	発売の数及び	銀行等					九月四	証票を	じ事務
				できない。	。の者の相続人その	は受託銀行等から直			音	王 百 百 日 <b>日</b>	正 十 百 万 円	当せん金	び当せ	始期日 令和	x.	一等か	被封分		額	称及び所在地	第八百六-	会	全国自	全国都道府	日	次のとおり発売する	協議会告示第三百五
					一般承継人以外の者は、当	1.接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受		百五十六万六百本	百五十 万本	:	六 六百 本	当せん本数		二年十二月二十六日	年十二月二十六日か	から三等までの当せんが判明する方法)	<b>做封された指定空</b>		五億円	みずほ銀行	十六回全国自治党	東京都知事	宝くじ事務協議会	県知事及び二十指定都市長の名において			十六号
			証票は、転売とができない	けた者又はこ 一 発売者若し	九 注意事項 計		六等	五等	四三等等	三 等	二 一等 等	等	当せん金の額及	金支払開	発売期		型	証票金額	発売の数及び総	銀行等の名	一名称				令和二年九月四日	付証票を	くじ事務
			きない。	の者の相続人受託銀行等か	<del></del>		三百円	千円	三手万円	三十万円	三 一 千 万 円	当せん金	当せん		^					及び所在地	Arte		全国	全国都常	日	<b>仏のとおり発売する。</b>	議
				クその他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する。。ら直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受。。	百二十六万一千百五本	:	百万本	二十五万本	一万千本本本	- 译 本	豆 五本	当せん本数		5和二年十二月二十六日	月二十六日か		ひれた指定部へ	枚三百円	<b>- 五億円</b>	式会社みずほ銀	八百六十七回全	京都 知	し事務協議会	府県知			日五十七号

_	(第17170号)	東	京	都	公	報	令和2年9月4日(金曜日	16
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(弋)   郎63   東京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番   号								
三宿								
5 5 1								
三 新 京								
- <del>-</del>								
一 目								
一 八   一 番								
T = 1								
シ 万 俳								
163-8001								
定 価								
一本								
箇 号 <b> </b> ← 月 <b> </b>								
郎								
を 六 二								
<u> </u>								
雪 宙 滕								
活家								
○ 幹								
三良印								
三八								
_								
(解送料を含む。)印「電話」○三(三八二二)五二○一(代))解13一一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 (優元を号 五○円)所 勝 美 印 刷 株 式 会 社   号201								
三十式								
ノニ 番 会								
() 七								
 配便番号 ┃								
113-0001								
~								
FSC ミックス 版 F8C* C006270								
ミックス 紙								
FSC* C006270								